

令和 4 年 5 月 1 7 日

南相馬市農業委員会
5 月定例総会議事録

南相馬市農業委員会

農業委員会定例総会議事録

日 時 令和4年5月17日(火) 午後1時30分開会

場 所 南相馬市労働福祉会館 2階会議室

1. 出席委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	浦 島 英 幸	出	11	末 芳 治	出
2	今 野 秀 幸	欠	12	今 村 秀 身	出
3	高 倉 裕 信	出	13	若 杉 裕 二	出
4	原 田 佳 典	欠	14	梅 村 正 敏	欠
5	佐 藤 政 志	出	15	塚 野 邦 好	出
6	濱 名 弘 幸	欠	16	佐 藤 洋	出
7	志 賀 恒 夫	出	17	半 谷 眞知子	出
8	鈴 木 一 夫	欠	18	今 野 由 喜	出
9	長 井 里 志	出	19	二 谷 純 市	出
10	森 秋 夫	欠			

2. 出席農地利用最適化推進委員

出席者 なし（新型コロナウイルスの感染防止のため、出席を求めない。）

3. 出席職員

事務局

①局長 増山 善樹 ②主査 小守 愛 ③副主査 米本 一樹
④主事 平田 幸子

農政課

①副主査 宍戸 達弥

4. 日 程

日程第 1	議事録署名委員の指名について
日程第 2	諸般の報告
日程第 3	報告第 11 号 専決処分の報告について
日程第 4	報告第 12 号 農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について
日程第 5	報告第 13 号 農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について
日程第 6	報告第 14 号 農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について
日程第 7	報告第 15 号 農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について
日程第 8	報告第 16 号 農地専門委員会の開催報告について
日程第 9	報告第 17 号 農地法第 18 条第 6 項に賃貸借の解約の通知について
日程第 10	報告第 18 号 違反転用事案の報告について
日程第 11	議案第 45 号 農用地利用集積計画の決定について
日程第 12	議案第 46 号 農用地利用規程の認定に係る意見について
日程第 13	議案第 47 号 農用地利用規程の認定に係る意見について
日程第 14	議案第 48 号 農用地の買入協議の要請について
日程第 15	議案第 49 号 農地法第 3 条の規定による許可処分の取消願出について
日程第 16	議案第 50 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について
日程第 17	議案第 51 号 農地法第 3 条の規定による貸借権等設定の許可申請について
日程第 18	議案第 52 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について（市許可分）
日程第 19	議案第 53 号 農地法第 5 条の規定による許可処分の取下願出について（市許可分）
日程第 20	議案第 54 号 農地法第 5 条の規定による許可処分の取消願出について（県許可分）
日程第 21	議案第 55 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について（県許可分）
日程第 22	議案第 56 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について（市許可分）
日程第 23	議案第 57 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について（県許可分）

- 日程第 24 議案第 58 号 農地法第 5 条の規定による貸借権設定の許可申請について
(市許可分)
- 日程第 25 議案第 59 号 農地法第 5 条の規定による貸借権設定の許可申請について
(県許可分)
- 日程第 26 議案第 60 号 現況確認証明申請について

5. 会議の概要

(開会 午後1時30分)

議 長 只今より、令和4年5月定例総会を開会いたします。

 大型連休明けの開催でありまして、新型コロナウイルスの感染再拡大が懸念されております。そのことを踏まえ、感染を防止する観点から、出席者を減じての開催であります。

 それでは先ず、欠席委員についてですが、本日はおりません。

 出席委員は、南相馬市農業委員会会議規則第5条により定足数に達しております。

議 長 日程第1、「議事録署名委員の指名について」は、会議規則第24条第2項の規定により、議席番号・7番志賀恒夫委員、9番・長井里志委員、11番・末芳治委員を指名いたします。

議 長 次に、日程第2、「諸般の報告」を行います。

 4月定例総会以降、本日までの間、報告を要する特段の案件はございませんでした。

議 長 次に、日程第3、報告第11号「専決処分の報告について」を議題といたします。先ず、専決第2号について、事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第11号、専決第2号についてご説明をいたします。議案書の3ページから4ページになります。相続税納税猶予制度の特例の適用を引き続き受けようとする方に対しまして、農業経営継続証明書を交付した事案が1件ございました。詳細につきましては記載のとおりでございます。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、専決第3号について、事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第11号、専決第3号についてご説明をいたします。議案書の5ページ

から6ページになります。農業経営基盤強化促進事業による所有権移転の申し出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第15条第1項に基づき、南相馬市農用地利用関係調整手続規程第2条により、案件1件につき、調整委員2名の指名を専決いたしました。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第4、報告第12号「農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について」を議題といたします。調整委員主任の16番委員からの報告を求めます。

16番委員 報告第12号について説明いたします。議案書の7ページになります。内容としては、去る4月19日午前10時より、南相馬市役所北庁舎2階会議室2において、受け手1名、福島県農業振興公社2名、調整委員2名、事務局1名により開催いたしました。協議内容についてですが、公社側から田について10アール当たり40万円で価格が提示され、受け手側もこの金額で合意し、売買代金は諸経費等を含め1,915,247円となりました。この件は議案第45号の農用地利用集積計画に載せてありますので、後ほど審議のほどよろしく願います。以上であります。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第5、報告第13号「農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について」を議題といたします。調整委員主任の8番委員には、出席を求めているため、事務局から報告を求めます。

事務局 報告第13号についてご説明をいたします。当日配付議案書の2ページになります。去る5月9日午後1時30分より、南相馬市役所東庁舎2階会派室2において、出し手1名、福島県農業振興公社から2名、調整委員2名、事務局1名に

より開催をいたしました。協議内容についてですが、出し手側から１０アール当たり３５万円が希望価格として提示されまして、調整委員からも妥当であるとの意見があり、申し出のあった農地につきましては、１０アール当たり３５万円で公社が購入することになりました。売買代金についてですが、２，１７５，９５０円となり、公社手数料として２１，７００円を差し引き、支払い額は２，１５４，２５０円となります。なお、この件につきましては、議案第４５号の農用地利用集積計画に載せてありますので、後ほど審議の方よろしく願いいたします。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第６、報告第１４号「農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について」を議題といたします。調整委員主任の８番委員には、出席を求めているため、事務局から報告を求めます。

事務局 報告第１４号についてご説明をいたします。当日配付議案書の３ページになります。去る５月９日午後２時１５分より、南相馬市役所東庁舎２階会派室２において、出し手１名、福島県農業振興公社から２名、調整委員２名、事務局１名により開催をいたしました。協議内容についてですが、出し手側から１０アール当たり３５万円が希望価格として提示され、調整委員からも妥当であるとの意見があり、申し出のありました農地につきましては、１０アール当たり３５万円で公社が購入することになりました。売買代金についてですが、９０８，６００円となり、公社手数料として９，０００円を差し引き、支払い額８９９，６００円になりました。なお、この件につきましては、議案第４５号農用地利用集積計画に載せてありますので、後ほど審議の方よろしく願いいたします。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第７、報告第１５号「農業経営基盤強化促進事業による所有権移転

調整会議の開催報告について」を議題といたします。調整委員主任の１５番委員からの報告を求めます。

１５番委員　報告第１５号についてご説明を申し上げます。本日配付の議案書４ページになります。この案件は、出し手側から公社への売買となります。去る５月９日午後３時より南相馬市役所東庁舎２階会派室２において、出し手１名、農業振興公社側から担当者２名、調整委員２名、事務局職員１名により開催をいたしました。協議内容についてですが、公社の担当者より農地売買についての説明をいただき、出し手側の聞き取り後、価格の調整となりました。申し出のあった農地については、出し手側から、田について１０アール当たり８０万円、畑について１０アール当たり７０万円の価格が希望価格として提示されたため、調整委員、事務局等から南相馬市管内では１０アール当たり３０万円から５０万円での事例が多く、今回提示された金額についてはこれまでなかったとの説明があり、再度、出し手の意向を確認しましたが、調整がつかず、不調となりました。その際、事務局より、当該農地の周辺地域における農地の保有、利用状況及び将来の見通し等からみて、当該農地を担い手へ集積するのが適当であるため、５月１７日開催の５月定例総会において買入協議の要請を議案として、提案したい旨の発言があり、全会一致で決めました。なお、この案件は議案第４８号農用地の買入協議の要請についてに載っておりますので、後ほどご審議方よろしく願いいたします。以上です。

議　長　　只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長　　ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議　長　　次に、日程第８、報告第１６号「農地専門委員会の開催報告について」を議題といたします。農地専門委員会委員長からの報告を求めます。

農地専門委員長　報告第１６号、農地専門委員会の開催報告をいたします。本日配付されました当日配布議案書６ページをご覧ください。開催日時、令和４年５月６日（金）午前１０時から午後０時までです。場所、出席者は記載のとおりです。協議概要は、小高区金谷字天梅地内において、農地法第５条の規定による所有権移転

の許可申請があり、申請地が大規模（１０，０００平方メートル以上）であることから、農地専門委員会が現地に赴き、立地基準、一般基準を満たしているか等について調査を行いました。詳細については、議案第５７号「農地法第５条の規定による所有権移転の許可申請について（県許可分）」の中で報告いたします。以上であります。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第９、報告第１７号「農地法第１８条第６項の賃貸借の解約の通知について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第１７号についてご説明をいたします。議案書の１２ページになります。今回５件の案件がございますが、いずれも合意による解約でありますので、県知事の許可を必要としないものとして手続しましたことをご報告いたします。詳細につきましては記載のとおりです。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第１０、報告第１８号「違反転用事案の報告について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第１８号についてご説明いたします。議案書の１３ページから１６ページ、整理番号１番から８番について、当事者の氏名、住所、土地の所在、違反転用の種類、発生年月日等については記載のとおりです。

整理番号１番については、平成２年５月頃に新規園芸事業を始めるにあたり、資材置場及び車両旋回スペースを整備して使用しています。今般、土地調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。

整理番号２番については、昭和５３年以前から宅地進入路として使用してきており、平成４年に町道改良工事が行われた際にアスファルト舗装を施工し、現在

も使用しています。今般、住宅建て替えのため土地調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。

整理番号3番については、平成25年に前の所有者から宅地及び畑も含めて取得した土地であり、当時からすでに盛土造成され、進入路及び駐車場として使用してきています。今般、土地調査を行ったところ農地であることが判明したものです。

整理番号4番については、平成18年に隣接する宅地を相続しましたが、相続以前から進入通路として使用しています。今般、土地調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。

整理番号5番については、平成25年に一般住宅、事務所、資材置場として使用する目的で転用許可を受けました。造成工事を行ったところ、上下水道工事の費用が想定以上にかかることが判明したため、一般住宅建築を断念しました。その後、一般住宅用地に車庫、物置、倉庫、駐車場を整備し今日まで使用しています。

整理番号6番については、東日本大震災以降、原町区に居住していますが、小高区での営農再開を図るために、当該地に農業用倉庫を建築し現在も使用しています。今般、土地調査を行ったところ農地であることが判明したものです。

整理番号7番及び整理番号8番については、令和元年頃に所有者、違反者の土地両方を貸駐車場、貸残土置場として整備し、事業者に貸し出していました。今般、土地調査を行ったところ農地であることが判明したものです。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第11、議案第45号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第45号についてご説明をいたします。当日配付議案書の7ページから9ページになります。市が農用地利用集積計画を策定するに当たりまして、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会に対して適否の判断を求められたものでございます。議案につきましては、担当課であります経済部農政課担当職員からご説明を申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者農政課担当職員から説明を求めます。

農政課 議案第４５号についてご説明いたします。当日配付議案書の７ページから９ページになります。今回、所有権移転が３件、利用権設定が２件となっております。内容につきましては、記載のとおりです。なお、賃借料等につきましては、双方合意のうえ決定しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第１２、議案第４６号「農用地利用規程の認定に係る意見について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第４６号についてご説明をいたします。議案書の１８ページから２８ページになります。市が農用地利用規程を認定するに当たり、農業経営基盤強化促進法施行規則第２４条の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。議案につきましては、担当課であります経済部農政課担当職員からご説明を申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者農政課担当職員から説明を求めます。

農政課 それでは議案第４６号についてご説明いたします。議案書の１８ページから２８ページとなっております。今回、鹿島区岡和田地区におきまして、営農改善組合を結成いたしまして、農用地利用規程を作成しましたので、認定に当たり審議を求めるものです。農用地利用規程の内容については、２１ページからになります。当該規程につきましては、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な措置を講じることにより、岡和田地区の農業振興と農業経営の改善を目的としています。第２条に農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的事項につきまして、具体的に３つの取り組みを示しております。また、第３条の実施区域におきましては、２８ページの区域図のとおりでございます。第４条から第１６条につきましては、第２条で示した取り組みの内容及び具体的な実行方策について記載しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 13、議案第 47 号「農用地利用規程の認定に係る意見について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 47 号についてご説明をいたします。議案書の 29 ページから 42 ページになります。市が農用地利用規程を認定するに当たりまして、農業経営基盤強化促進法施行規則第 24 条の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。議案につきましては、担当課であります経済部農政課担当職員からご説明を申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者農政課担当職員から説明を求めます。

農政課 議案第 47 号についてご説明いたします。議案書の 29 ページから 42 ページとなっております。鹿島区小池・牛河内地区におきまして、営農改善組合を結成し、農用地利用規程を作成いたしましたので、認定に当たり審議を求めるものです。農用地利用規程の内容につきましては、32 ページからになります。当該規程は、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な措置を講じることにより、小池・牛河内地区の農業振興と農業経営の改善を目的としています。第 2 条に農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的事項について、具体的に 3 つの取り組みを示しております。第 3 条の実施区域につきましては、41 ページの区域図のとおりになります。第 4 条から第 16 条では、第 2 条で示した取り組みの内容及び具体的な実行方策につきまして記載しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 14、議案第 48 号「農用地の買入協議の要請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 48 号についてご説明をいたします。当日配付議案書の 10 ページから

11ページになります。まず、買入協議制度についてですが、農業経営基盤強化促進法第15条第1項に基づく、農地のあっせん申し出があった場合に、農業委員会及び農地中間管理機構などが利用調整を行ってもなお、双方の合意が得られず、優良農地が認定農業者以外に渡る恐れがある場合などに、当制度を利用して確実に認定農業者へ優良農地の集積を行うものとなっております。先ほど報告第15号にて、15番委員から報告があったとおり、去る5月9日に農地中間管理機構を含めまして、利用関係の調整を行いましたが、売買価格について調整がつかず、不調に終わったため、結果として認定農業者への売買が困難となりました。農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定の中に、農地中間管理機構などを含めた調整において、認定農業者に対する利用権の設定等が困難となった場合、当該農地や周辺の農地の利用状況及び将来の見通し等からみて、認定農業者に対する農地の集積を図るため、改めて農地所有者と農地中間管理機構が買入への協議を行う旨を通知するよう、市長に対して要請することができることとなっております。今回の事案につきましても、市の基本構想を実現する上で、将来的な知見から、優良農地を認定農業者に集積するために、農地中間管理機構の機能を活用したほうが有効と判断されるため、市長に対しまして要請するものとなっております。以上です。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第15、議案第49号「農地法第3条の規定による許可処分の取消願出について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第49号についてご説明いたします。議案書の44ページになります。詳細につきましては、記載のとおりです。令和元年に許可を受けましたが、当該地の位置状況等から機械の搬入が困難であり、耕作するのが難しいことから許可処分の取消をするものとなっております。以上です。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 16、議案第 50 号「農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 50 号についてご説明いたします。議案書の 45 ページから 46 ページになります。詳細につきましては、記載のとおりです。調査担当委員からは、これらの案件について許可要件を満たしているとの報告がありました。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から、補足説明があれば、発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 続いて、申請番号 1 番、2 番、3 番、5 番の現地調査委員には、出席を求めているため、事務局にて補足説明を受けていれば、事務局から報告を願います。

事務局 補足説明はございません。以上です。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 17、議案第 51 号「農地法第 3 条の規定による貸借権等設定の許可申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 51 号についてご説明いたします。議案書の 47 ページになります。詳細につきましては、記載のとおりです。営農型太陽光発電の案件で、申請番号 1 番及び 2 番と、議案第 59 号申請番号 4 番がそれぞれ関連となります。

申請番号 1 番は、営農者が土地の使用貸借権を設定するための申請であり、申請番号 2 番は、発電事業者が区分地上権を設定するための申請です。なお、調査担当委員からは、これらの案件について許可要件を満たしているとの報告がありました。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から、補足説明があれば、発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 18、議案第 52 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 52 号についてご説明いたします。議案書の 48 ページから 49 ページ、申請番号 1 番から 6 番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。

補足を要する案件としまして、申請番号 1 番については、農地改良のための一時転用であり、転用期間は許可日から 2 カ月間となっております。

申請番号 2 番については、報告第 18 号整理番号 1 番の追認を得るための案件です。

申請番号 4 番については、報告第 18 号整理番号 2 番の追認を得るための案件です。

申請番号 5 番については、報告第 18 号整理番号 3 番の追認を得るための案件です。

申請番号 6 番については、農地改良のための一時転用であり、転用期間は許可日から令和 4 年 8 月 31 日までとなっております。以上です

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から、報告を願います。先ず、申請番号 1 番について、12 番委員。

12 番委員 議案第 52 号申請番号 1 番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は 1 ページになります。去る 5 月 12 日午前 9 時 10 分頃より、申請人立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づきまして、申請人からの聞き取りをし、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断をいたしました。皆様のご審議をよろしく願います。以上です。

議 長 次に、申請番号 2 番について、11 番委員。

11 番委員 議案第 52 号申請番号 2 番について、現地調査の報告をいたします。現地案内

図は２ページになります。この案件は報告第１８号整理番号１番関連の案件です。去る５月１２日午後３時より、申請人立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、申請人からの聞き取り、また、現地の状況等調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 次に、申請番号３番について、９番委員。

９番委員 議案第５２号申請番号３番について、現地調査報告をいたします。現地案内図は３ページになります。去る５月１３日午後５時半頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 次に、申請番号５番について、１６番委員。

１６番委員 議案第５２号申請番号５番について、現地調査の報告をいたします。この議案は、報告第１８号整理番号３番関連案件であります。現地案内図は５ページです。去る５月１４日午前１０時より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。内容は、平成２５年に前の所有者から住宅とそこに隣接する農地を含め取得した土地について、この度、調査したところ、進入路及び駐車場が農地であることが判明いたしました。結果、違反転用となっていることから、追認を受けるための許可申請になります。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士から聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上であります。

議 長 続いて、申請番号４番の現地調査委員、６番委員、申請番号６番の現地調査委員、１４番委員には、出席を求めているため、事務局からの報告を願います。

事務局 現地調査委員からの報告を事務局より読み上げさせていただきます。

議案第５２号申請番号４番について、現地調査の報告をいたします。所在から申請事由までは記載のとおりです。現地案内図は４ページです。この案件は報告第１８号整理番号２番関連の案件です。去る５月１０日午後２時頃より、申請人立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、申請人からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準と

もに許可基準を満たしていると判断しました。

続きまして、議案第52号申請番号6番について、現地調査の報告をいたします。所在から申請事由までは記載のとおりです。現地案内図は6ページです。去る5月13日午前9時30分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに許可基準を満たしていると判断いたしました。以上、現地調査委員からの報告となります。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

議 長 17番委員。

17番委員 申請番号6番の案件についてですが、嵩上げて畑として農作業の効率を図るということですが、ちなみに畑として何を作る予定でしょうか。

事務局 そこまでお聞きしていなかったので、確認しておきます。

議 長 そのほか、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第19、議案第53号「農地法第5条の規定による許可申請の取下願出について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第53号についてご説明いたします。議案書の50ページ、申請番号1番につきまして、当事者の住所、氏名、土地の表示等は記載のとおりとなっております。この案件は、議案第58号申請番号3番の関連となっております。令和4年2月付けで申請がありましたが、事業規模の縮小により申請する転用面積も縮小されることから、当該申請を取り下げするものとなっております。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 20、議案第 54 号「農地法第 5 条の規定による許可処分の取消願出について（県許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 54 号についてご説明いたします。議案書の 51 ページ、申請番号 1 番につきまして、当事者の住所、氏名、土地の表示等は記載のとおりとなっております。この案件は、議案第 55 号申請番号 1 番の関連となっております。令和元年に許可を受け太陽光パネルの設置工事は完了していますが、申請時の土地利用計画図と公図とに不整合があったため、分筆後の 2 筆について、片方はパネル用地内の一部が許可を得ておらず、もう片方はパネル用地以外の部分に許可が出ている状態となっております。今回は使用していない部分についての転用許可を取消するものです。なお、転用許可を受けるべきだった部分につきましては、農振農用地の指定があるため、除外認可後に転用手続きを行うこととなっております。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第 21、議案第 55 号「農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について（県許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 55 号についてご説明いたします。議案書の 52 ページから 53 ページ、申請番号 1 番及び 2 番につきまして、当事者の住所、氏名、土地の表示等は記載のとおりとなっております。

 申請番号 1 番につきましては、議案第 54 号申請番号 1 番の関連であり、議案第 54 号でご説明しましたとおり、太陽光パネル用地として使用していない部分の面積が減少となります。なお、今後転用許可を受ける部分があるため、事業計画の面積に変更はございません。

 申請番号 2 番につきましては、報告第 18 号整理番号 5 番の違反の追認を得るための転用申請となっております。平成 25 年に一般住宅、駐車場、事務所、碎石・砂置場として使用する目的で転用許可を受けましたが、一部工事が完了して

おらず、今後は建築業の事業用地として使用することから、当初の転用目的を変更するための申請になっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から、報告を願います。申請番号1番について、11番委員。

11番委員 議案第55号申請番号1番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は7ページになります。この案件は議案第54号申請番号1番関連の案件です。去る5月14日午前9時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく願います。以上です。

議 長 次に、申請番号2番について、16番委員。

16番委員 議案第55号申請番号2番について、現地調査の報告をいたします。この議案は報告第18号整理番号5番関連案件であります。現地案内図は8ページです。去る5月14日午前9時半より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。今回の事業計画変更は、平成25年12月19日付けで一般住宅、事務所、資材置場として使用する目的で転用許可を受けましたが、その後の費用等を勘案し、一般住宅は別の土地に造ってしまったため、申請地を事務所、資材置場として使用していきたいという内容です。調査書の項目につきまして、代理人行政書士から聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく願います。以上であります。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第22、議案第56号「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第５６号についてご説明いたします。まず、議案の訂正がございます。５４ページ、申請番号１番の地番４２番２につきまして、現況地目「畑」とございますが、こちらを「宅地」に訂正願います。それでは、議案書の５４ページから５５ページ、申請番号１番から４番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。

申請番号１番は、第一種農地を通路、駐車場とするための転用申請であり、報告第１８号整理番号４番の違反の追認を得るための案件です。

申請番号２番は、第二種農地を一般住宅、駐車場とするための転用申請です。

申請番号３番は、第三種農地を車庫、資機材置場、駐車場とするための転用申請です。

申請番号４番は、第三種農地を宅地造成するための転用申請です。以上です。

議長 続きまして、今回の現地調査委員から、報告を願います。先ず、申請番号２番について、７番委員。

７番委員 議案第５６号申請番号２番について、現地調査を報告いたします。現地案内図は１０ページになります。去る５月１２日午前１１時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、皆様方のご審議よろしく願います。以上でございます。

議長 次に、申請番号４番について、１番委員。

１番委員 議案第５６号申請番号４番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は１２ページとなります。去る５月１６日午前１１時より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに許可基準を満たしていると判断いたしました。皆様のご審議よろしく願います。以上です。

議長 続いて、申請番号１番の現地調査委員、６番委員、申請番号３番の現地調査委員、２番委員には出席を求めているため、事務局からの報告を願います。

事務局 現地調査委員に代わりまして、事務局から報告させていただきます。

議案第５６号申請番号１番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は９ページです。この案件は、報告第１８号整理番号４番関連です。申請内容、申請事由は記載のとおりです。去る５月１１日午後４時３０分頃より、譲受人の

立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、譲受人からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。

続きまして、議案第56号申請番号3番につきまして、現地調査の報告をいたします。現地案内図は11ページです。申請内容、申請事由は記載のとおりです。去る5月13日午前8時頃より、譲受人の立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、譲受人からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。ただし、水路が半分ほど土で埋まっていたため、排水対策を指導するとともに、小学校の隣接地で通学路沿いのため、工事期間中の安全対策を指導いたしました。また、重機格納庫を整備することから、地盤強化工事を行うことを確認いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

議 長 17番委員。

17番委員 申請番号4番についてですが、宅地造成して何戸の住宅を建てる予定なのでしょうか。

事務局 転用の目的が宅地造成のため、何戸建設する予定なのかについては事業計画に盛り込まれておりませんでしたので、事務局では把握しておりませんでした。

議 長 そのほか、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第23、議案第57号「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について（県許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第57号についてご説明いたします。議案書の56ページ、申請番号1番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。第二種農地に駐車場、資材置場を整備するための転用申請であり、報告第16号の関連案件です。以上です。

議 長 続きまして、申請番号1番については、農地専門委員会に現地調査を依頼しておりましたので、農地専門委員会委員長から報告をお願いします。

農地専門委員長 議案第57号申請番号1番について、農地専門委員会で現地調査を行いましたので報告いたします。譲受人は建設業を営んでおり、大熊町から南相馬市まで点在している駐車場及び資材置場を集約し、事業の効率化及び合理化を図るための転用申請となっております。現地案内図は13ページです。なお、この案件は報告第16号関連案件であります。去る5月6日午前10時より、代理人行政書士及び譲受人立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士及び譲受人からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しましたところ、立地基準は満たしているものの、一般基準については、周辺農地の営農条件への支障が懸念されるため、法面の崩れ防止や雨水処理及び土砂流出への対策を講じる必要があるとの意見がありました。さらに、請戸川土地改良区の意見書も提出されておらず、結論を出すことはできませんでした。そのため、前述の対策を講じた事業計画が策定され、意見書等の不足書類が整った時点で、再度、農地専門委員会を開催し、一般基準に適合しているか協議することとし、継続審議とさせていただきたいと考えます。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、委員長報告のとおり、継続審議といたします。

議 長 次に、日程第24、議案第58号「農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第58号についてご説明をいたします。議案書の57ページ、申請番号1番から3番につきまして、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりとなっております。

 申請番号1番は、報告第18号整理番号6番の違反の追認を得るための申請であり、第一種農地を農業用施設の用地として使用するための転用申請となっております。

 申請番号2番につきましては、資材置場として使用するための一時転用申請であり、許可日から10カ月の一時転用となっております。

申請番号３番につきましては、議案第５３号申請番号１番の関連案件となっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から、報告をお願いします。申請番号１番について、１１番委員。

１１番委員 議案第５８号申請番号１番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は１４ページになります。この案件は報告第１８号整理番号６番関連の案件です。去る５月１２日午前１１時頃より、設定人立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、設定人からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上です。

議 長 次に、申請番号２番について、１７番委員。

１７番委員 議案第５８号申請番号２番について、報告いたします。現地案内図は１５ページです。去る５月１２日午前９時頃より、代理人である行政書士立ち会いのもと、調査項目に基づき、現地調査を行いました。調査の結果、立地基準、一般基準ともに満たしており、何ら問題なく許可相当と判断してまいりました。皆様方のご審議方よろしく願いいたします。

議 長 次に、申請番号３番について、１６番委員。

１６番委員 議案第５８号申請番号３番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は１６ページです。この議案は、議案第５３号申請番号１番関連案件であります。去る５月１４日午前１０時半より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。この議案は、今年３月定例総会に申請された転用申請を取下げ、転用面積を減少させての再申請議案であります。転用事由は記載のとおり、大型トラックの駐車場、資材置場等で、減少させる理由は、事業の一部を移動させるためとのことです。このような状況等より、調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士から聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく願いいたします。以上であります。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 25、議案第 59 号「農地法第 5 条の規定による貸借権設定の許可申請について（県許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 59 号についてご説明をいたします。まず、議案の訂正がございます。議案書の 58 ページ、申請番号 1 番、地種に「2 その他の農地」と記載がございますが、ここを「3 宅地進行化区域内農地」に修正をお願いいたします。議案書の 58 ページから 59 ページ、申請番号 1 番から 4 番につきまして、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりとなっております。

申請番号 1 番につきましては、第三種農地にドラッグストアの店舗を建築するための転用申請となっております。

申請番号 2 番と 3 番につきましては、互いに関連案件であり、報告第 18 号整理番号 7 番、8 番の違反の追認を得るための申請となっております。

申請番号 4 番につきましては、議案第 51 号の関連であり、農振農用地に営農型太陽光発電設備を設置するための転用申請となっております。営農作物はヒサカキであり、営農者は過去に営農型発電の転用許可を受けている農業法人になります。一時転用であり、10 年間の賃借権設定になります。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から、報告を願います。申請番号 1 番について、3 番委員。

3 番委員 議案第 59 号申請番号 1 番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は 17 ページになります。去る 5 月 13 日午後 1 時 10 分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく願います。以上です。

議 長 次に、申請番号 4 番について、12 番委員。

12 番委員 議案第 59 号申請番号 4 番について、現地調査の報告をいたします。本案件は、議案第 51 号申請番号 1 番及び 2 番と関連する案件でございます。現地案内図は 19 ページになります。申請内容と申請事由は記載のとおりでございます。去る 5 月 13 日の午後 2 時頃より、新型コロナウイルス感染拡大防止により、代理人

の行政書士が不在となり、事務局職員の説明のもとに、9番委員と11番委員、私の3名で現地調査を行いました。本案件は、事務局より説明があったとおりでございますが、営農型太陽光発電設備を導入しまして、再生エネルギーの推進を図りながら、パネルの下部でヒサカキの営農をするため、パネル支柱部の面積の一時転用の申請を行うものであります。調査書の調査項目に基づきまして、許可申請書の事業計画内容の確認、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準については、設置場所の利用状況では、農振農用地区域内の農地であり、現在休耕中で、荒廃化はしていないという状況であります。南相馬市の設置等に当たっての考え方によると、本案件は、認定農業者が営農する場合であるため、問題はなく適正であると判断をいたしました。また、一般基準の事業実施の確実性、妥当性については、令和3年11月16日付けで、南相馬市から設備設置者及び営農者に出された「太陽光発電設置事業同意通知書」及び令和4年2月24日付けで、南相馬市から設備設置者に対し了解の回答が出されているところであります。営農型発電設備の設置に関する意見書が添付されていること、また、発電事業者からは、一時転用期間中の設備の維持管理はもちろん、県の撤去指導があった際や、一時転用の期間満了には責任をもって撤去し、農地へ復元することの誓約書等々も、市農業委員会に提出されていることなどから、問題はないと思っております。一般基準を満たしておりまして、適正であるこのように判断をさせていただきました。皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。以上でございます。

議 長 続いて、申請番号2番及び3番の現地調査委員、4番委員には出席を求めているため、事務局からの報告を願います。

事務局 事務局より報告いたします。なお、議案第59号申請番号2番及び3番につきましては、互いに関連案件であることから、一括して現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は18ページになります。去る5月13日午前11時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、行政書士からの聞き取りを行い、また、現地の状況を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしているものと判断をいたしました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付す

ることといたします。

議 長 次に、日程第26、議案第60号「現況確認証明申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第60号についてご説明をいたします。議案書の60ページから61ページになります。申請番号1番から9番につきまして、土地の所在、地番、面積、判定地目は、記載のとおりとなっております。いずれも不耕作により非農地化したことに対する証明申請であり、いずれの農地も、非農地と判定をいたしました。詳細につきましては、担当農業委員に現地調査を依頼しておりますので、ご報告をお願いいたします。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員を代表しまして、16番委員から、報告を願います。

16番委員 議案60号について、説明いたします。去る5月6日午後1時半より、農地利用最適化推進員1名、農業委員2名、農業委員会事務局職員1名の4名で、鹿島区3カ所、原町区1カ所、小高区5カ所、計9カ所の現地調査を行いました。それでは、申請番号順に報告をいたします。

申請番号1番、鹿島区上栃窪、現地案内図は20ページです。利用状況等は記載のとおりで、農業機械も入れないような傾斜地地形で、以前は桑畑として使用されていたそうですが、養蚕をやめてからは傾斜地のため不耕作状態となり、現況は全面雑木等繁茂しており、結果、非農地と判断いたしました。

申請番号2番、鹿島区永渡、現地案内図は21ページです。利用状況は記載のとおりで、昭和55年までは果樹園として利用していたが、傾斜地のため徐々に不耕作となったそうです。申請地まで舗装道路が通っておりますが、現況は杉、孟宗竹等が繁茂しており、ほぼ山林化しておりました。また、道路より一段落ち込んでおり、中に踏み込むことが困難な状況で、結果、非農地と判断いたしました。

申請番号3番、鹿島区小池、現地案内図は22ページです。利用状況等記載のとおりで、周辺は住宅造成地帯であり、分筆で残った幅約1メートル弱、20平方メートルの狭小面積で、住宅の裏側になり、日当たりが悪く、また、進入路もなく、隣接地の畑とは1メートルほどの段差もあり、耕作が困難なことより、非農地と判断いたしました。現況は樅、雑木が繁茂しておりました。

申請番号4番、原町区牛来、現地案内図は23ページです。利用状況等は記載のとおりで、山林等に囲まれた狭窄地で、進入路が狭く、農業機械が入れず、昭和60年頃より不耕作となり、現況は山林化となっております。現況は、笹、雑

申請番号５番、６番、７番、８番、９番、小高区大井、現地案内図は２４ページの①から⑤です。利用状況等は記載のとおりで、申請番号５番、９番の申請者は異なりますが、接続して、全て、昭和５７年頃まで桑畑として耕作していましたが、それ以降は手入れされず、山林化したとのことです。現況は、笹、雑木等繁茂しており、入り込むことが困難な状況であり、桑畑の名残で桑の木の老木が数本見受けられました。このような状況から、畑７筆全て非農地と判断いたしました。以上、現地調査の報告といたします。皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。以上であります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 以上で、本日予定いたしました報告８件、及び議案１６件、合わせて２４件の
審議を全て終了いたしました。

各委員の皆様、大変、お疲れ様でした。

26

南相馬市農業委員会会議規則第24条第1項及び第2項の規定により署名する。

令和4年6月23日

議事録署名人（7番・シガ ツネオ）

議事録署名人（9番・ナガイ サトシ）

議事録署名人（11番・スエ ヨシハル）
